札幌市子ども・子育て会議条例の改正について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援新制度の開始を契機に、児童福祉に関する事項の審議の迅速化・ 効率化を図るため、附属機関(子ども・子育て会議と社会福祉審議会)の役割分担を見 直すとともに、関係委員の移管を行うもの。(施行日:平成27年4月1日)

2 改正の概要

- ① 社会福祉審議会から児童福祉審議会機能を削除
- ② 子ども・子育て会議に児童福祉審議会機能を付与
- ③ 子ども・子育て会議の委員定数の増(25人→31人)
- ④ 社会福祉審議会から子ども・子育て会議へ委員を移管(6人)

社会福祉審議会

(定数 50 名)

- ○身体障害者福祉専門分科会
- ○高齢者福祉専門分科会
- ○低所得者福祉専門分科会
- ○地域福祉活動専門分科会
- ○民生委員審査専門分科会
- ○社会福祉施設等整備審査専門分科会
- 〇児童福祉専門分科会

(児童福祉審議会の機能)

<u>子ども・</u>子育て会議

(③ 定数 25 名→31 名)

- ○認可・確認部会
- ○放課後児童健全育成事業部会

①② 機能の移管 ④ 委員の移管(6人)

※ 児童福祉審議会の機能の移管に合わせて、新規部会の立ち上げや部会権限の整理を行う。 (新規部会の立ち上げや部会権限の整理は、子ども・子育て会議の決議による)

3 参考資料

- 資料1:改正後の札幌市子ども・子育て会議条例(下線部分は主な改正箇所)
- 資料2:札幌市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)委員名簿